

旅館業法に基づく処分について、旅館業法第9条第2項の規定に基づき、聴聞の期日における審理は公開により行います。ついては、京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則第10条の規定に基づき次のとおり公示します。

令和6年1月4日

京都市長 門川大作

聴聞の期日及び場所

聴聞の期日	場所
令和6年1月29日（月）午前10時00分	京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200番地 千代田生命京都御池ビル3階会議室
令和6年1月29日（月）午前10時30分	
令和6年1月29日（月）午前10時45分	
令和6年1月29日（月）午前11時00分	
令和6年1月29日（月）午前11時30分	
令和6年1月29日（月）午後 1時00分	
令和6年1月29日（月）午後 1時30分	
令和6年1月29日（月）午後 2時00分	
令和6年1月29日（月）午後 2時30分	
令和6年1月29日（月）午後 3時00分	
令和6年1月29日（月）午後 4時00分	

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)